

1. 市町村運営有償運送

①交通空白輸送

・・・市町村が過疎地域等において当該地域の住民に対して行う輸送。

運送の対象：市町村の住民及びその親族、日常の用務を有する者

登録に必要な手続き：地域公共交通会議における合意

②市町村福祉輸送

・・・市町村が身体障害者等の移動制約者に対してドア・ツー・ドアで行う輸送。

運送の対象：市町村の住民のうち身体障害者等の移動制約者で旅客名簿に記載された者

登録に必要な手続き：地域公共交通会議における合意

2. 交通空白地有償運送

・・・NPO、一般社団法人・財団法人等が、バス・タクシー等の公共交通機関によって十分な輸送サービスが確保されていない過疎地において行う輸送。

運送の対象：地域内の住民及びその親族その他日常の用務を有する者であって旅客名簿に記載された者

登録に必要な手続き：運営協議会における合意

3. 福祉有償運送

・・・NPO、医療法人、社会福祉法人等が、バス・タクシー等の公共交通機関によって移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保されない場合に行う輸送。

運送の対象：身体障害者等の移動制約者で旅客名簿に記載された者

登録に必要な手続き：運営協議会における合意

《佐渡市における自家用有償運送運営協議会の組織体制》

法定協議会

地域公共交通会議

自家用有償運送
運営協議会

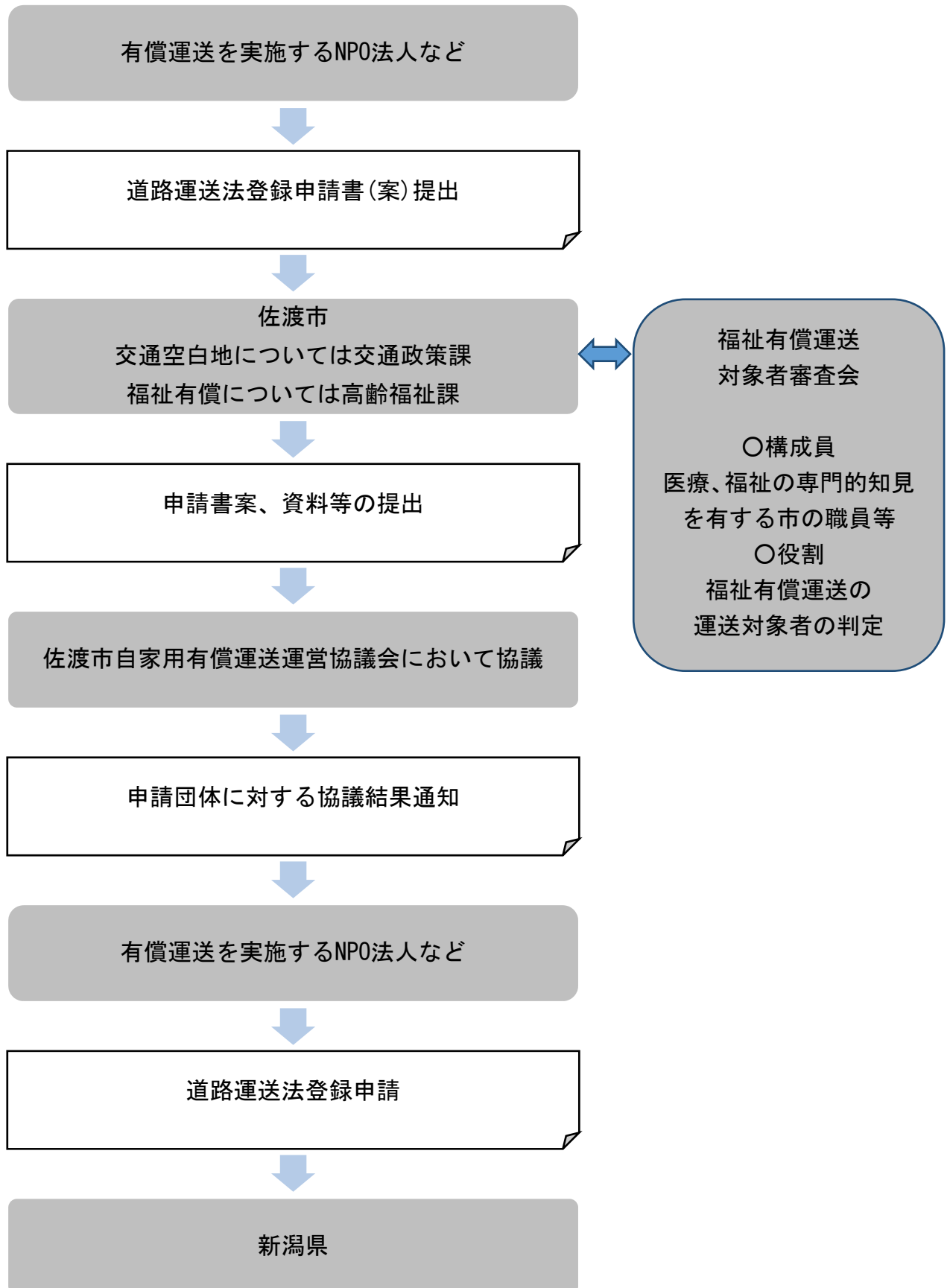
一体的に設置

新たに設置

福祉有償運送
対象者審査会

福祉有償運送の運送主体
が会員として登録する運
送対象として適正かの判
定を行う。

自家用有償運送の登録に関する手続きの流れ



佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会 事業計画(案)

区 分	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	備 考
第1回運営協議会 運営指針の策定	○										7月29日開催
運営指針等の公表 運送事業者募集(1次)		○		→							8月上旬公表 10月末1次募集×切り
第2回運営協議会					○						10月末までに受け付け たものの審議
1次募集分 新潟県へ 登録申請						○					
1次募集分 運行開始							○				→
運送事業者募集(2次)					○	→					12月末2次募集×切り
第3回運営協議会								○			12月末までに受け付け たものの審議
2次募集分 新潟県へ 登録申請									○		
2次募集分 運行開始										○	→

※新潟県の自家用有償旅客運送の登録に関する標準処理期間は30日であるため、運行開始の1月前までに運営協議会において運行計画の承認が必要

平成27年度 佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会 予算書 (案)

収入

(単位:円)

区 分	当初予算額	付 記
1. 負 担 金	123,000	佐渡市負担金
2. 補 助 金	0	
3. 繰 越 金	0	
4. 諸 収 入	0	
収入合計	123,000	

支出

(単位:円)

区 分	当初予算額	付 記
1. 運 営 費	123,000	
(運営費内訳)		
会議費	73,000	自家用有償旅客運送運営協議会(3回) 委員報酬・費用弁償等 73,000 円
事務費	50,000	自家用有償旅客運送運営協議会 事務費 50,000 円
2. 事 業 費	0	
3. 予 備 費	0	
支出合計	123,000	